

2023 年 12 月 28 日

お客さま各位

「東日本ビジネス IB サービス規定」改定のお知らせ

平素は、東日本銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび東日本銀行は、2024 年 1 月 4 日から「東日本ビジネス IB サービス規定」について、下記のとおり改定いたします。

当行では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層サービス向上に努めてまいります。何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

改定前	改定後
東日本ビジネス IB サービス規定	東日本ビジネス IB サービス利用規定
第1章 総則	第1章 総則
第2章 資金移動サービス	第2章 共通事項
第3章 取引照会サービス	第3章 取引照会サービス
第4章 払込サービス	第4章 資金移動サービス
第5章 IB データ伝送サービス	第5章 料金等払込サービス
第6章 外部連携サービス	第6章 IB データ伝送サービス
第7章 共通事項	第7章 外部連携サービス
第1章 総則	第1章 総則
1. サービスの内容等	第1条 サービスの内容
(1)東日本ビジネスIBサービス (略)	(1)東日本ビジネスIBサービス (略)
③税金・各種料金等の払込サービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「払込サービス」といいます。)	③税金・各種料金等の払込サービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金等払込サービス」といいます。)
(2)IB データ伝送サービス (略)	(2)IB データ伝送サービス (略)
※伝送サービスをご利用される場合には、事前に別途「IB データ伝送サービスに関する契約書」「給与等の銀行振込に関する協定書」「口座振替契約書」等の締結が必要となります。	※伝送サービスをご利用される場合には、事前に別途「給与等の銀行振込に関する協定書」「口座振替契約書」等の締結が必要となります。
(5)利用資格 (略)	第2条 利用申し込み (1)利用資格 (略)

(6)利用可能日、利用可能時間帯 (略) ③払込サービスについては、収納機関の都合により当行の定める利用可能時間内でも利用できないことがあります。 (7)利用可能な預金科目 本サービスが利用できる預金口座は、次の通りとします。 ①取引照会サービス、資金移動サービス、払込サービスの対象口座 (略) (8)ご利用口座および関連口座 (略) ③ご利用口座および関連口座のお届印は、当行が定める取引および第 38 条第 1 項に基づき今後発生する一切の取引に使用します。また、当行が「申込書」に使用された印影を当行に届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと取り扱ったときは、書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (9)本サービスの利用開始、変更 (省略) (10)利用責任 (省略) 2. 本人確認、依頼内容の確定、安全性の確保等 (2)契約者の取引意思確認 本サービスを利用する場合、契約者は「電子証明書」(「電子証明書」を利用する場合)、または「ログイン ID」(「ID／パスワード方式」を利用する場合)、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」および「トランザクション認証番号」(以下「パスワード等」といいます。)を～。 (3)「パスワード等」の登録	(2)利用可能日、利用可能時間帯 (略) ③料金等払込サービスについては、収納機関の都合により当行の定める利用時間内でも利用できないことがあります。 (3)利用可能な預金科目 本サービスが利用できる預金口座は、次の通りとします。 ①取引照会サービス、資金移動サービス、料金等払込サービスの対象口座 (略) (4)ご利用口座および関連口座 (略) ③ご利用口座および関連口座のお届印は、当行が定める取引および第 7 条第 1 項に基づき今後発生する一切の取引に使用します。また、当行が「申込書」に使用された印影を当行に届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと取り扱ったときは、書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (5)本サービスの利用開始、変更 (省略) (6)利用責任 (省略) 第3条 本人確認、依頼内容の確定、安全性の確保等 (2)契約者の取引意思確認 本サービスを利用する場合、契約者は「電子証明書」(「電子証明書」を利用する場合)、または「ログイン ID」(「ID／パスワード方式」を利用する場合)、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」および「トランザクション認証番号」(以下、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」および「トランザクション認証番号」の3つを「パスワード等」といいます。)を～。 (3)「パスワード等」の登録
---	--

①「電子証明書方式」および「ID／パスワード方式」いずれの場合も、契約者は、本人確認のための「パスワード等」を、本サービスの利用開始前に当行所定の方法により端末から当行センターに登録することとします「パスワード等」の登録にあたっては、事前に契約者が申込書により当行に届出た「仮ログインパスワード」および、当行が契約者の届出住所宛てに「東日本ビジネス IB サービス利用開始のご案内」により通知した「仮確認パスワード」が必要となります。 ②「トランザクション認証番号を利用するために必要な機器」(以下、「トランザクション認証用トークン」といいます。)の取り扱いについては、第2 条第5項に記載のとおりとします。なお、「トランザクション認証用トークン」に表示されているトランザクション認証番号」は次の場合に入力していただきます。 (略) エ. 払込サービスを行う場合 (略) (4)電子証明書の取扱 (略) ②電子証明書の有効期間 前項によりインストールした電子証明書は、当行所定の期間(以下、「有効期間」といいます。)に限り有効です。 (略) (7)「パスワード等」の管理 (略) ②安全性を高めるため、契約者は「パスワード等」を定期的に変更することとします。 3. 追加利用者登録機能 (略) 4. 電子メール (略) (第2章 資金移動サービスは第4章へ移動) 第7章 共通事項 37. 手数料	①「電子証明書方式」および「ID／パスワード方式」いずれの場合も、契約者は、本人確認のための「ログインパスワード」、「確認用パスワード」を、本サービスの利用開始前に当行所定の方法により端末から当行センターに登録することとします。「ログインパスワード」、「確認用パスワード」の登録にあたっては、事前に契約者が申込書により当行に届出た「仮ログインパスワード」および、当行が契約者の届出住所宛てに「東日本ビジネス IB サービス利用開始のご案内」により通知した「仮確認パスワード」が必要となります。 ②「トランザクション認証番号を利用するために必要な機器」(以下、「トランザクション認証用トークン」といいます。)の取り扱いについては、第3 条第5項に記載のとおりとします。なお、「トランザクション認証用トークン」に表示されているトランザクション認証番号」は次の場合に入力していただきます。 (略) エ. 料金等払込サービスを行う場合 (略) (4)電子証明書の取扱 (略) ②電子証明書の有効期間 前号によりインストールした電子証明書は、当行所定の期間に限り有効です。 (略) (7)「パスワード等」の管理 (略) ②安全性を高めるため、契約者は「ログインパスワード」「確認用パスワード」を定期的に変更することとします。 第4条 追加利用者登録機能 (略) 第5条 電子メール (略) 第2章 共通事項 第6条 手数料
--	---

(1)手数料の種類 (略) ④組戻手数料 第9条第2項に定める組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しが出来なかったときは組戻手数料を返却します。 (略) (3)支払方法 (略) ②振込手数料、給与振込手数料、口座振替手数料 前号の取扱に準じて振込・振替資金の引落としと同時に引落します。ただし、当行が認めた場合は、契約者があらかじめ指定することにより、毎月第1営業日から最終営業日までに発生した振込手数料を翌月の当行所定の日に引落す方法とすることも可能です。 ③組戻手数料 本項第1号の取扱に準じて当行が契約者宛請求した日に、その都度引落します。 38. 届出事項の変更 (略) 39. 免責 (略) (3)セキュリティの不確保による不正利用 契約者が前記第2条9項に掲げるセキュリティの確保を行わなかったことによる不正利用があっても、そのために契約者に生じた損害については、当行は、賠償責任を負いません。 (略) 40. 解約 (略) (3)長期間取引がない場合の解約 ご利用口座について6カ月以上の期間にわたり取引がない場合、または届出事項を変更した場合で、第38条の規定に基づく変更の	(1)手数料の種類 (略) ④組戻手数料 第22条第2項に定める組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前号の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しが出来なかったときは組戻手数料を返却します。 (略) (3)支払方法 (略) ②振込手数料、給与振込手数料、口座振替手数料 本項に定める取扱に準じて振込・振替資金の引落としと同時に引落します。ただし、当行が認めた場合は、契約者があらかじめ指定することにより、毎月第1営業日から最終営業日までに発生した振込手数料を翌月の当行所定の日に引落す方法とすることも可能です。 ③組戻手数料 本項に定める取扱に準じて当行が契約者宛請求した日に、その都度引落します。 第7条 届出事項の変更 (略) 第8条 免責 (略) (3)セキュリティの不確保による不正利用 契約者が前記第3条第9項に掲げるセキュリティの確保を行わなかったことによる不正利用があっても、そのために契約者に生じた損害については、当行は、賠償責任を負いません。 (略) 第9条 解約 (略) (3)長期間取引がない場合の解約 ご利用口座について1年以上の期間にわたり取引がない場合、または届出事項を変更した場合で、第7条の規定に基づく変更の届
---	---

届出がない場合は、当行は、本サービスを解約することがあります。 (4)強制解約 (略) ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき (略) ④契約者が第37条に定める手数料を支払わないとき。 (略) 41. 関係規定の適用・準用 (略) 42. 利用規定の変更 (略) 43. 提供期間 本サービスの提供期間は、利用申込の日から1年間とします。ただし、期間満了の2か月前までに契約者または当行が相手側に対して別段の意思表示を行わない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。 44. 機密の保持 (略) 45. 権利の譲渡、質入の禁止 (略) 46. 合意管轄裁判所 (略) 第3章 取引照会サービス 12. 取引の範囲 (略) 13. 取引照会サービスの利用方法 取引照会サービスの利用は次によります。 (1)依頼内容の入力、送信	出がない場合は、当行は、本サービスを解約することがあります。 (4)強制解約 (略) ②電子交換所の取引停止処分を受けたとき (略) ④契約者が第6条に定める手数料を支払わないとき。 (略) 第 10 条 関係規定の適用・準用 (略) 第 11 条 利用規定の変更 (略) 第 12 条 提供期間 本サービスの提供期間は、利用申込の日から1年間とします。ただし、期間満了の3か月前までに契約者または当行が相手側に対して別段の意思表示を行わない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。 第 13 条 機密の保持 (略) 第 14 条 権利の譲渡、質入の禁止 (略) 第 15 条 合意管轄裁判所 (略) 第3章 取引照会サービス 第 16 条 取引の範囲 (略)
--	--

取引照会サービスを利用する場合、契約者は第6条の定めに従って端末を操作することとします。 (2)照会内容の確定 当行ホームページへのログインにより表示された画面で、契約者はサービス利用口座を選択の上、「残高照会」ボタンまたは「取引照会」ボタンを選択し、クリックすることとします。当行はこれにより送信された事項を照会内容とします。 (3)照会内容の回答 当行が受信した「パスワード等」と、あらかじめ契約者が当行センターに登録した「パスワード等」とが一致した場合、当行は、送信者を契約者とみなして回答します。 (第4章 払込サービスは第5章へ移動) 第2章 資金移動サービス 5. 取引の内容 (略) 6. 振込・振替取引の依頼 (略) 7. 振込契約および振替契約の成立等 (略) (5)資金移動サービスの利用不能 次の場合、契約者は、資金移動サービスを利用することができません。これに起因して契約者が振込取引または振替取引を行うことができず、契約者に損害が発生しても、当行は、損害賠償を負いません。 ①本条第3項の規定により振込・振替契約が成立しなかったとき ②第2条第6項、第6条第2項第2号または第6条第2項の規定に該当するとき ③第39条第1項に規定する事象が発生したとき (略) 8. 予約取引における振込・振替資金の引落不能の場合の取扱	第4章 資金移動サービス 第17条 取引の内容 (略) 第18条 振込・振替取引の依頼 (略) 第19条 振込契約および振替契約の成立等 (略) (5)資金移動サービスの利用不能 次の場合、契約者は、資金移動サービスを利用することができません。これに起因して契約者が振込取引または振替取引を行うことができず、契約者に損害が発生しても、当行は、損害賠償を負いません。 ①本条第3項の規定により振込・振替契約が成立しなかったとき ②第3条第6項第2号の規定に該当するとき ③第8条第1項に規定する事象が発生したとき (略) 第20条 予約取引における振込・振替資金の引落不能の場合の取扱 予約取引の場合で、前条第3項に規定する振込・振替が成立しないとき、当行は、～(略)～送信します。
---	---

予約取引の場合、当行は前条第3項に規定する振込・振替が成立しないときは、～(略)～送信します。 9. 依頼内容の訂正、組戻し (略) 10. 端末による依頼の取り消し (略) (2)取り消し依頼の確定 前項の端末による振込・振替依頼の取り消しについては、第6条および第7条第1項の規定を準用します。 11. 取引内容の確認等 (略) (第5章 IB データ伝送サービスは第6章へ移動) 第4章 払込サービス 14. サービス内容 払込サービスは、第2章に定める「資金移動サービス」の手続に準じ、契約が当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)に対し、税金、利用料金、手数料等(以下「料金等」といいます。)の払込を行うことをいいます。ただし、第5条第1項に定める取引の種類は「即時取引」に限定し、他の条項もこれに基づき適用することとします。 15. 収納機関の選択等 収納機関の選択、廃止の決定は、当行の判断により行えることとします。なお、払込サービスが利用できる収納機関については、当行所定の方法によりお知らせします。 16. 料金等払込の依頼 払込サービスを利用する場合、契約者は、当行所定の方法により端末を操作して必要事項を入力し、(略) 17. 払込契約の成立等 (1)契約の成立時期等	第 21 条 依頼内容の訂正、組戻し (略) 第 22 条 端末による依頼の取り消し (略) (2)取り消し依頼の確定 前項の端末による振込・振替依頼の取り消しについては、第 19 条および第 20 条の規定を準用します。 第 23 条 取引内容の確認等 (略) 第5章 料金等払込サービス 第 24 条 サービス内容 料金等払込サービスは、第4章に定める「資金移動サービス」の手続に準じ、契約者が当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)に対し、税金、利用料金、手数料等(以下「料金等」といいます。)の払込を行うことをいいます。ただし、第 17 条第1項に定める取引の種類は「即時取引」に限定し、他の条項もこれに基づき適用することとします。 第 25 条 収納機関の選択等 収納機関の選択、廃止の決定は、当行の判断により行えることとします。なお、料金等払込サービスが利用できる収納機関については、当行所定の方法によりお知らせします。 第 26 条 料金等払込の依頼 料金等払込サービスを利用する場合、契約者は、当行所定の方法により端末を操作して必要事項を入力し、(略) 第 27 条 払込契約の成立等 (1)契約の成立時期等 料金等の払込契約の成立時期については、第 19 条の規定を準用することとします。 (略) (3)料金等の払込不能
--	--

料金等の払込契約の成立時期については、第7条の規定を準用することとします。 (略) (3)料金等の払込不能 次の場合、契約者は、料金等の払込を行うことができません。これに起因して契約者が料金等の払込を行うことが出来ず、契約者に損害が発生しても、当行は、損害賠償の責任を負いません。 ①本条第1項の規定により払込契約が成立しなかったとき。 ②第2条第6項号または第6条第2項の規定に該当するとき。 ③第39条第1項に規定する事象が発生したとき (略) ⑧その他当行が契約者における払込サービスの利用を停止する必要があると認めたとき。 18. 領収書の取扱 (略) 19. サービスの利用停止 第2条第6項に定める場合のほか、当行または収納機関所定の回数を超えて、払込サービスを行う場合または所定の項目の入力を誤った場合には、払込サービスの利用を停止することがあります。収納機関の定めるところにより払込サービスの利用が停止された場合、利用を再開するときは収納機関所定の手続を行うこととします。 (第6章 外部連携サービスは第7章へ移動) 第5章 IB データ伝送サービス 20. 取引の内容 (略) (2)給与・賞与振込 契約者がその役員または従業員(以下、「受給者」といいます)に対して支払う資金(報酬、給与、賞与等)の預金口座振込をいいます。なお、受給者が給与または賞与の振込を	次の場合、契約者は、料金等の払込を行うことができません。これに起因して契約者が料金等の払込を行うことが出来ず、契約者に損害が発生しても、当行は、損害賠償の責任を負いません。 ①本条第1項の規定により払込契約が成立しなかったとき。 ②第3条第6項第2号の規定に該当するとき。 ③第8条第1項に規定する事象が発生したとき (略) ⑧その他当行が契約者における料金等払込サービスの利用を停止する必要があると認めたとき。 第28条 領収書の取扱 (略) 第29条 サービスの利用停止 第3条第6項第2号に定める場合のほか、当行または収納機関所定の回数を超えて、料金等払込サービスを行う場合または所定の項目の入力を誤った場合には、料金等払込サービスの利用を停止することがあります。収納機関の定めるところにより料金等払込サービスの利用が停止された場合、利用を再開するときは収納機関所定の手続を行うこととします。 第6章 IB データ伝送サービス 第30条 取引の内容 (略) (2)給与・賞与振込 契約者がその役員または従業員(以下、「受給者」といいます)に対して支払う資金(報酬、給与、賞与等)の預金口座振込をいいます。なお、受給者が給与または賞与の振込を指定できる預金口座は、受給者本人名義の普通預金または当座預金に限定します。
--	---

指定できる預金口座は、受給者本人名義の普通預金または当座預金に限定します。 21. 取組依頼 (略) 22. 振込明細および請求明細伝送受付時限 (1)当行が契約者から受付ける振込・請求明細は、契約者が申込書であらかじめ指定したものとし、契約者振込、請求明細の伝送受付時限までに伝送を完了させることとします。 (2)振込・請求明細の受付開始日は、指定日の10営業日前とします。 (3)伝送完了後は、契約者は、その内容を変更できません。 23. 伝送サービスの成立等 (1)依頼内容の確定 依頼内容は、契約者が第21条第1項により「承認」ボタンをクリックし、その振込・請求明細を当行が受信した時点で依頼内容を確定することとします。～(略)～、当行は、賠償責任を負いません。 (略) (3)振込資金の引落し 当行は、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)または当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の提示なしで、振込資金を当行がご利用口座から自動的に引落します。 (略)	また、受給者に対する給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとする。 第31条 取組依頼 (略) 第32条 振込明細および請求明細伝送受付時限 当行が契約者から受付ける振込・請求明細は、契約者が申込書であらかじめ指定したものとし、契約者振込、請求明細の伝送受付時限までに伝送を完了させることとします。 なお、伝送受付時限については、総合振込は振込指定日の2営業日前の午後5時まで、給与(賞与)振込は振込指定日の3営業日前の午後5時までとします。振込・請求明細の受付開始日は、指定日の10営業日までとします。伝送完了後、契約者は、その内容を変更できません。 第33条 伝送サービスの成立等 (1)依頼内容の確定 依頼内容は、契約者が第31条第1項により「承認」ボタンをクリックし、その振込・請求明細を当行が受信した時点で依頼内容を確定することとします。～(略)～、当行は、賠償責任を負いません。 (略) (3)振込資金の引落し 当行は、普通預金規定(総合口座取引規定を含む)または当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出または小切手の提示なしで、振込資金を当行がご利用口座から自動的に引落します。 なお、総合振込の振込資金は、振込指定日の前営業日までに指定預金口座に入金し、給与(賞与)振込の振込資金は、3営業日前までに指定預金口座に入金することとする。 (略) 第34条 口座振替(代金回収) (略)
---	--

24. 口座振替(代金回収) (略) 25. 伝送サービスの利用不能 次の場合、契約者は、伝送サービスを利用することは出来ません。この場合、当行は、第21条の取組依頼がなかったものとして取り扱います。～(略)～。 (1)総合振込または給与振込契約が成立しなかったとき。 (2)第2条第6項または第21条第2項第2号の規定に該当するとき。 (3)停電、機器等の故障等によりインターネット通信の取扱ができないとき。 (4)ご利用口座に関して支払差止または停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。 (5)契約者に差押等一定の事由が発生し、伝送サービスの取扱いにつき当行が不適当と認めたとき。 26. 当行の振込・請求手続基準 (1)契約者は、第20条ないし第22条の規定によるほか、当行が定める方法により振込・請求明細を当行のセンター宛てにデータ伝送の方法により送信することとします。 (2)当行は、第1項の振込・請求明細に基づき、給与振込(賞与振込)明細については振込指定日に受給者の指定預金口座へ入金されるよう振込手続を行い、総合振込明細については振込指定日に振込手続を行います。口座振替の請求明細については、指定日に対象となる口座へ引落とし依頼を行います。 27. 依頼内容の訂正・取消 (略) 28. 振込・請求明細の破棄 (1)次に該当する場合、当行は、契約者から受信した振込明細を当行の判断により契約	第 35 条 伝送サービスの利用不能 次の各号に該当する場合、契約者は、伝送サービスを利用することは出来ません。この場合、当行は、第 31 条の取組依頼がなかったものとして取り扱います。～(略)～。 ①総合振込または給与振込契約が成立しなかったとき。 ②第3条第6項または第 31 条第2項第2号の規定に該当するとき。 ③停電、機器等の故障等によりインターネット通信の取扱ができないとき。 ④ご利用口座に関して支払差止または停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。 ⑤契約者に差押等一定の事由が発生し、伝送サービスの取扱いにつき当行が不適当と認めたとき。 第 36 条 当行の振込・請求手続基準 契約者は、第 31 条ないし第 33 条の規定によるほか、当行が定める方法により振込・請求明細を当行のセンター宛てにデータ伝送の方法により送信することとします。 当行は、本条に定める振込・請求明細に基づき、給与振込(賞与振込)明細については振込指定日に受給者の指定預金口座へ入金されるよう振込手続を行い、総合振込明細については振込指定日に振込手続を行います。口座振替の請求明細については、指定日に対象となる口座へ引落とし依頼を行います。 第 37 条 依頼内容の訂正・取消 (略) 第 38 条 振込・請求明細の破棄 (1)次の各号に該当する場合、当行は、契約者から受信した振込明細を当行の判断により契約者に通知することなく破棄することとし、契約者に生じた損害について賠償責任を負いません。
--	---

者に通知することなく廃棄することとし、契約者に生じた損害について賠償責任を負いません。 (略) ⑤第1条第4項に定める利用時間内に伝送意思確認がなされないとき。 (略) 第6章 外部連携サービス 29. 外部連携サービスの内容 (略) 30. 手数料 (略) 31. 外部連携サービスの利用 (略) 32. 外部連携サービスの変更・取り止め (略) 33. 情報提供 (略) 34. 免責事項 (略) 35. サービスの休止 (略) 36. サービスの廃止 (略)	(略) ⑤第2条第2項に定める利用時間内に伝送意思確認がなされないとき。 (略) 第7章 外部連携サービス 第39条 外部連携サービスの内容 (略) 第40条 手数料 (略) 第41条 外部連携サービスの利用登録 (略) 第42条 外部連携サービスの変更・取り止め (略) 第43条 情報提供 (略) 第44条 免責事項 (略) 第45条 サービスの休止 (略) 第46条 サービスの廃止 (略)
---	--

以上

<本件に関するお問い合わせ>

東日本銀行 インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです。)